

○立命館大学西園寺記念奨学金（成績優秀者枠）規程

2001年6月22日

規程第485号

（目的）

第1条 立命館大学西園寺記念奨学金（成績優秀者枠）（以下「奨学金」という。）は、学士の学位を得るための教育課程において優秀な成績をおさめ、本大学における学びと成長の模範となる学生を励ますことを目的とし、その取扱いはこの規程の定めるところによる。

第2条 削除

（対象者）

第3条 奨学金の給付は、本大学に在籍する1回生以上4回生以下（薬学部薬学科にあっては、1回生以上6回生以下）の学部学生で、次の各号のいずれかを満たす者を対象とする。

(1) 奨学金を給付する月の属する学期（以下「給付学期」という。）の直前の学期に在学していた者

(2) 給付学期の直前の学期に学籍状態が留学となっており、給付学期に留学期間が終了している者

（給付人数）

第4条 給付人数は、各学部の学科および学年ごとに、入学定員および編入学定員の合計数の2%以内とし、教授会の議を経て、教学委員会で定める。

2 給付学期に転籍した者は、その直前の学期に所属していた学部の人数に含める。

（給付金額）

第5条 奨学金の給付金額は、別表に定める。

（選考時期）

第6条 奨学金の選考は、春学期は5月、秋学期は10月に実施する。

（選考要項）

第7条 教学委員会は、教授会の議を経て、毎年度3月に次年度の奨学金の選考要項を定め、ホームページで公開する。

第8条 削除

第9条 削除

（選考）

第10条 選考は、教授会で行い、学部長が奨学金の受給者（以下「受給者」という。）を決定する。

2 受給者は、学部ごとに定める選考基準により、優秀な順に決定する。

(通知)

第11条 学部長は、受給者に対し、給付の決定および受給手続を通知する。

(辞退)

第11条の2 給付の決定を通知された者で奨学金を受給することを希望しないものは、所定の手続により奨学金の受給を辞退することができる。

2 前項の辞退があったときは、前条第2項にかかわらず、辞退した者の次順位の者を受給者として決定することができる。

(受給者の義務)

第12条 受給者は、奨学金の給付を受けるために、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 発表時に氏名公表を行うことに同意すること。
- (2) 他の学生の模範となるよう、選考要項に定める受給者に求める役割を果たすよう努めること。
- (3) 学習成果報告書を提出すること。

(給付方法)

第13条 奨学金は、受給手続を完了した受給者に対し、春学期の選考にもとづくものは8月に、秋学期の選考にもとづくものは2月に、それぞれ給付金額を一括して給付する。

2 奨学金は、本人名義の銀行口座への振込みにより給付する。

第14条 削除

第15条 削除

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

(給付の取消し)

第19条 学部長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由なく第12条に定める事項を行わないとき。
- (2) 正当な理由なく所定の日までに受給手続を完了しなかったとき。
- (3) 停学の懲戒を受けたとき。

(学部長の報告)

第20条 前条により奨学金の給付を取り消したときは、学部長は教授会に報告しなければならない。

(返還)

第21条 学部長は、奨学金の給付を取り消した者に対し、奨学金の返還を求める。

2 前項により奨学金の返還を求められた者は、2週間以内に全額を返還しなければならない。

(施行細目)

第22条 施行に関わる細目は、教学委員会において定める。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、教学委員会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2001年6月22日から施行し、2000年度在学者より適用する。

附 則 (2002年5月24日外国人留学生に受給資格を付与することに伴う一部改正)

この規程は、2002年5月22日から施行し、2002年4月1日から適用する。

附 則 (2006年4月1日機構改革に伴う一部改正)

この規程は、2006年6月28日より施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則 (2008年2月20日総合理工学院設置に伴う一部改正)

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2009年4月22日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正)

この規程は、2009年4月22日から施行する。

附 則 (2010年3月17日立命館大学学生賞罰規程の廃止および立命館大学学生懲戒規程の制定にともなう一部改正)

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則 (2012年3月7日奨学金制度の改編に伴う全部改正)

1 この規程は、2012年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、2012年3月31日以前に受給者に決定した在在学生については、なお従前の例による。

附 則 (2017年4月5日奨学金名称、給付金額等の変更に伴う一部改正)

この規程は、2017年4月5日から施行し、2017年4月1日から適用する。

附 則 (2017年6月7日対象者の変更に伴う一部改正)

この規程は、2017年6月7日から施行し、2017年4月1日から適用する。

附 則（2017年12月6日 学期名称の変更および食マネジメント学部の設置に伴う一部改正）

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則（2018年11月21日 グローバル教養学部の設置に伴う一部改正）

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則（2020年10月14日 併給関係等の変更に伴う一部改正）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

別表（第5条関連）

学部	給付金額	
	春学期	秋学期
法学部	15万円	15万円
経済学部	15万円	15万円
経営学部	15万円	15万円
産業社会学部	15万円	15万円
国際関係学部	15万円	15万円
政策科学部	15万円	15万円
文学部	15万円	15万円
スポーツ健康科学部	15万円	15万円
総合心理学部	15万円	15万円
食マネジメント学部	15万円	15万円
映像学部	30万円	30万円
理工学部	30万円	30万円
情報理工学部	30万円	30万円
生命科学部	30万円	30万円
薬学部	30万円	30万円
グローバル教養学部	30万円	30万円